

心配される南海トラフ大地震 に備えて

耐震診断

耐震改修とあわせてリフォーム

③耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターを設置する工事または耐震ベットを設置する工事費用を補助します。
平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

【必要要件】

- ◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
- ◎現在居住している住宅
- ◎高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施
- ◎啓発モニターとしての協力(シェルターの場合)
- ◎県登録の施工者等が施工

【補助金額】

耐震シェルター：補助対象工事費の5分の4以内(最大80万円)を補助
耐震ベット：補助対象工事費の5分の4以内(最大40万円)を補助



④住まいのスマート化支援事業

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業とあわせて行うスマート化工事費用を補助します。

次の要件を満たすものが対象です。

【必要要件】

- ◎耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう
- ◎ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

【補助金額】

補助対象工事費の3分の2以内(最大30万円)を補助します。

⑤住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

【必要要件】

- ◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅
- ◎現在居住している住宅
- ◎住宅の全てを除却する工事
- ◎解体業者が施工

【補助金額】 補助対象経費の5分の2以内(最大30万円)を補助します。

台風による屋根の破損・飛散などを防ぐため瓦の耐風診断、耐風改修をしませんか？

小松島市瓦屋根強風対策 支援事業

市内にある建築物の瓦屋根の診断また診断の結果、基準に満たない瓦屋根の改修に要する費用の一部を補助しています。

耐風診断支援事業

市内に存する建築物であって瓦屋根であるもの。

【受付期限】

12月23日(金)まで ※土日祝日は除く

【補助金額】 診断費用の3分の2以内(最大21,000円)

【申込方法】 建物の登記簿謄本または建築確認通知書等の所有者が確認できる書類とはんこをご持参の上、お申し込みください。

耐風改修支援事業

耐風診断の結果、基準の満たない瓦屋根の改修費用の一部を補助します。

【受付期限】 **11月30日(水)まで** ※土日祝日は除く

【補助金額】 補助対象工事費の100分の23以内(最大55万2千円)を補助

【応募要件】 ◎補助金の交付決定後に着手し、令和5年2月28日(火)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること。

◎過去に耐震改修で瓦屋根の工事が補助対象経費として受けていないものに限りです。

◎応募が予定件数を超える場合は申込先着順。

【お問い合わせ・申込先】 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp